令和４年９月９日

郡市区等医師会長　殿

一般社団法人　大阪府医師会
会長　高　井　康　之
（公印省略）

医療情報・システム基盤整備体制充実加算の取扱いに関する
疑義解釈資料の送付について（その１）

今般、厚生労働省より、「医療情報・システム基盤整備体制充実加算の取扱いに関する疑義解釈資料の送付について（その１）」が発出されましたので、ご連絡申し上げます。

なお、令和４年度診療報酬改定にかかる「疑義解釈資料の送付について」の電子的保健医療情報活用加算に関するＱ＆Ａ（下記参照）については、令和４年９月 30 日をもって廃止されることとなります。

また、医療情報・システム基盤整備体制充実加算を算定する医療機関においては、初診時等に用いる問診票について、留意事項通知の「（別紙様式 54）初診時の標準的な問診票の項目等」を参考にすることとなりますが、文言等については、同様の内容が含まれていれば良く、さらに、

・現在使用している問診票の他に不足している項目を別紙として作成しあわせて使用すること
・現在使用している問診票の余白部分に不足している項目を追記して使用すること
・別紙様式 54 の内容を含んだ問診票を新たに作成する等

いずれの方法であっても問題はないとのことです。

本件については、本会ホームページに掲載するとともに、９月発行の社会保険通報に掲載いたします。

つきましては、誠にお手数ではございますが、貴会会員へご周知賜りますようお願い申し上げます。

記

＜電子的保健医療情報活用加算に関するＱ＆Ａ＞

・「疑義解釈資料の送付について（その１）」
（令和４年３月 31 日厚生労働省保険局医療課事務連絡）
別添１の問 32 から問 35、別添５の問１から問２、別添６の問 22 から問 23

・「疑義解釈資料の送付について（その７）」（令和４年４月 28 日厚生労働省保険局医療課事務連絡）別添の問１
・「疑義解釈資料の送付について（その８）」
（令和４年５月 13 日厚生労働省保険局医療課事務連絡）別添２の問１
・「疑義解釈資料の送付について（その 12）」
（令和４年６月７日厚生労働省保険局医療課事務連絡）別添１の問９

（参考）

（別紙様式 54）

初診時の標準的な問診票の項目等

医療情報・システム基盤整備体制充実加算を算定する保険医療機関は、当該医療機関の受診患者に対する初診時問診票の項目について、以下を参考とすること。

○　マイナ保険証による診療情報取得に同意したか
○　他の医療機関からの紹介状を持っているか
○　本日受診した症状について
　・・・症状の内容、発症時期、経過　等
○　現在、他の医療機関に通院しているか
　・・・医療機関名、受診日、治療内容　等
○　現在、処方されている薬があるか（マイナ保険証による情報取得に同意した患者については、直近１ヶ月以内の処方薬を除き、記載を省略可能※）
　・・・薬剤名、用量、投薬期間　等
○　これまでに大きな病気にかかったことがあるか（入院や手術を要する病気等）
　・・・病名、時期、医療機関名、治療内容　等
○　この１年間で健診（特定健診及び高齢者健診に限る）を受診したか（マイナ保険証による情報取得に同意した患者については、記載を省略可能※）
　・・・受診時期、指摘事項　等
○　これまでに薬や食品などでアレルギーを起こしたことがあるか
　・・・原因となったもの、症状　等
○　現在、妊娠中又は授乳中であるか（女性のみ）
　・・・妊娠週数　等

※マイナ保険証により取得可能な情報については、令和４年９月上旬現在の状況

なお、問診票の項目とは別に、以下の内容についても問診票等に記載すること。

○　当該医療機関は、マイナ保険証の利用や問診票等を通じて患者の診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めている医療機関（医療情報・システム基盤整備体制充実加算の算定医療機関）であること。
○　マイナ保険証により正確な情報を取得・活用することで、より質の高い医療を提供できるため、マイナ保険証を積極的に利用いただきたいこと。
（記載例）

当院は診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めています。
正確な情報を取得・活用するため、マイナ保険証の利用にご協力をお願いいたします。
◆医療情報・システム基盤整備体制充実加算（初診時）　加算１　4点　加算２　2点（マイナ保険証を利用した場合）

担当事務局：大阪府医師会保険医療課　電話 06-6763-7001